

(設 置)

第1条 国立大学法人群馬大学施設・環境推進室規程第5条第2項の規定に基づき、施設マネジメント等に関する具体的事項を検討するため、国立大学法人群馬大学施設・環境推進室（以下「施設・環境推進室」という。）に施設マネジメント部会（以下「部会」という。）を置く。

(任 務)

第2条 部会の任務は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 施設整備に係る企画立案に関すること。
- (2) 施設運営に係る企画立案に関すること。
- (3) 施設管理に係る企画立案に関すること。
- (4) その他施設マネジメント等の推進に関し必要な事項

(組 織)

第3条 部会は、次の各号に掲げる部会員をもって組織する。

- (1) 施設・環境推進室長が指名する者 若干人
 - (2) 施設運営部長
- 2 部会に部会長を置き、前項第1号の部会員の互選により定める。
 - 3 部会長は、部会を招集し、その議長となる。
 - 4 部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長が指名した部会員がその職務を代行する。

(任 期)

第4条 前条第1項第1号の部会員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会員以外の者の出席)

第5条 部会長が必要と認めたときは、部会員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(事 務)

第6条 部会の事務は、施設運営部において処理する。

(内規の改廃)

第7条 この内規の改廃は、施設・環境推進室の議を経て、施設・環境推進室長が行う。

附 則

この内規は、平成29年4月1日から施行する。